三　保険契約者のリスク・プロファイル

四　商品特性

五　将来のマネジメント・アクション

第二款　死亡リスク

（死亡リスクの額）

第五十六条　第五十四条第一号に規定する死亡リスクの額は、死亡率の増加が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の死亡率の上限は100％とする。

| 地理的区分 | 割合（％） |
|---|---|
| 欧州経済領域（EEA）等 | 12.5 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 12.5 |
| 中国 | 15.0 |
| 日本 | 12.5 |
| その他先進国市場 | 12.5 |
| その他新興市場 | 12.5 |

第三款　長寿リスク

（長寿リスクの額）

第五十七条　第五十四条第二号に規定する長寿リスクの額は、死亡率の減少が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が、次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。

| 地理的区分 | 割合（％） |
|---|---|
| 欧州経済領域（EEA）等 | 17.5 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 17.5 |
| 中国 | 17.5 |
| 日本 | 20.0 |
| その他先進国市場 | 17.5 |
| その他新興市場 | 17.5 |

第四款　罹患及び障害リスク

（罹患及び障害リスクの額）

第五十八条　第五十四条第三号に規定する罹患及び障害リスクの額は、次条各号に掲げる商品区分に応じて、第六十条に規定するところにより計算したリスクの額の合計額とする。

（罹患及び障害リスクの商品区分）

第五十九条　罹患及び障害リスクの計算は、次の各号に掲げる商品区分に応じて行うものとする。ただし、複数の商品区分に該当する保障が提供される保険契約にあっては、当該保障が該当する商品区分ごとに次条に規定する額を計算するものとする。

一　医療費保障を提供する商品区分（入院状態かどうかにかかわらず、何らかの医療費保障を提供する保険契約（ただし、当該医療費保障は治療又は保険契約者若しくは被保険者が負担した費用に直接的に依存し、特定の健康状態で過ごした期間には直接依存しないものとする。）をいう。）

二　健康事象発現時の一時金を提供する商品区分（特定の健康事象発現時において一時給付を提供する保険契約をいう。）

三　短期定期的給付を提供する商品区分（一定の一時的な健康状態の継続期間に対して定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

四　長期定期的給付を提供する商品区分（健康状態が長期又は永久的に悪化した場合に定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

（各商品区分のリスクの額）

第六十条　前条に規定する商品区分に応じたリスクの額は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、当該各号の計算に当たって、保険期間が五年以下の保険契約には短期の割合を、保険期間が五年を超える保険契約には長期の割合を適用するものとする。

一　前条第一号から第三号までに掲げる商品区分　次のイ又はロに掲げる保険契約に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額の合計額

イ　地理的区分の日本に属する保険契約　現在推計の額の計算に用いる罹患及び障害に係る発生率（以下この節において「発生率」という。）が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100％とする。）